

後期高齢者医療制度保険料額について

(令和2年度)

◎保険料の計算

2年ごとに大阪府後期高齢者医療広域連合が保険料率及び賦課限度額を見直します。
令和2年度は下記のとおりとなっています。

保険料（年額） 賦課限度額64万円	＝	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 54,111円	＋	所得割額 賦課のもととなる所得金額※ × 所得割率10.52%
----------------------	---	----------------------------------	---	---------------------------------------

※ 賦課のもととなる所得金額は、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。）

主な「賦課のもととなる所得金額」の算定方法

- 1) 給与の場合 (給与収入金額－給与所得控除額)－基礎控除額(33万円)
- 2) 公的年金の場合 (年金収入金額－公的年金等控除額)－基礎控除額(33万円)
- 3) その他の場合 (収入金額－必要経費)－基礎控除額(33万円)

・複数の所得がある場合、基礎控除額の適用は一度のみとなります。

◎保険料の軽減

① 被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(54,111円)が軽減されます。

所得の判定区分		軽減割合
①	下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	7割(注)
②	世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、基礎控除額(33万円)を超えないとき	7.75割(注)
③	世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)＋28万5千円×被保険者の数】を超えないとき	5割
④	世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)＋52万円×被保険者の数】を超えないとき	2割

(注) 保険料軽減特例の見直しにより、平成30年度まで実施されてきた9割軽減について、所得の低い方に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給開始にあわせて令和元年10月分以降7割軽減となっており、令和2年度は、通年で7割軽減となります。また、8.5割軽減については、激変緩和の観点から令和元年10月から1年間に限りすえおき、令和2年10月分以降から7割軽減となります。

※ 軽減に該当するかどうかを判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※ 国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。

※ 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

② 会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、**所得割は課されず、資格取得後2年間は被保険者均等割額も5割軽減**されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※世帯の所得が低く、被保険者均等割額の7割、7.75割軽減に該当の方は、そちらが優先されます。